

# 令和3年度（2021年度）鎌倉市配食サービス事業受託事業者募集要項

## 1 目的

この募集要項は、鎌倉市配食サービス事業の受託事業者の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 事業の概要

事業の詳細については、別添「鎌倉市配食サービス事業仕様書」を参照のこと。

### (1) 事業名

鎌倉市配食サービス事業

### (2) 事業方針

下記の受託条件を満たす事業者と委託契約を締結し、利用者は受託業者の中からメニュー、価格等自分に合う事業者を自由に選択して配食サービスを受けるものとする。

### (3) 委託料

鎌倉市から支払う委託料単価は、1食あたり200円に消費税及び地方消費税額を加算した金額とする。

### (4) 委託期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月31日まで

## 3 受託条件

- (1) 鎌倉市配食サービス事業の趣旨に賛同し、鎌倉市配食サービス事業実施要綱及び鎌倉市配食サービス事業仕様書に基づき配食サービスを実施できること。
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく飲食店の営業許可を受けている事業者又は神奈川県食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年3月条例第8号）第5条に基づく給食施設の報告をしている事業者で、鎌倉市内及び鎌倉市の隣接市区（藤沢市、逗子市、横浜市戸塚区、横浜市栄区、横浜市金沢区）に調理を行うための施設・設備を有し、調理から配達及び安否確認の一連の業務を事業者の責任によって実施できること。
- (3) 当該業務の契約締結までの間、本市から指名停止を受けていないこと。
- (4) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。

## 4 申込方法

### (1) 関係書類

鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課いきいき福祉担当（鎌倉市御成町18番10号鎌倉市役所 本庁舎1階8番窓口）にて受け取るか、鎌倉市ホームページからダウンロードすること。

(2) 必要書類

- (ア) 鎌倉市配食サービス事業単価見積書 兼 受託申込書
- (イ) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可書の写し等
- (ウ) 管理栄養士等免許証または資格証明書の写し
- (エ) 提供する食事の写真及び献立表
- (オ) 過去2箇年の間に本市、国、その他地方公共団体または公法人との契約を2回以上締結したことを証明する書類（契約書等の写し）

**※(オ)の書類の提出がない場合、契約保証金の納付が必要となります。**

(3) 申込先

鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課いきいき福祉担当(鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所 本庁舎1階8番窓口)に持参または郵送で申し込んでください。

5 契約の締結について

(1) 契約予定時期

提出書類の内容を確認ができ次第、契約を締結します。

(2) 契約予定業者数

受託条件を全て満たし、提出された書類に疑義がない事業者全てと契約を締結します。そのため、複数者が事業を受託する可能性があります。

なお、令和3年4月30日現在で、既に5者と契約を締結しています。

(3) 契約保証金について

過去2箇年の間に本市、国、その他地方公共団体または公法人との契約を2回以上締結したことを証明する書類の提出が無い場合、契約の履行を担保するため、契約保証金の納付が必要となります。

なお、契約保証金額は、契約金額(8,360,000円 執行予定額)の10/100を契約時点での契約業者数で按分したものとします。

6 その他

(1) 説明会等の実施

新規契約予定事業者を対象に、ご要望に応じて事業の開始に向けた説明を電話等で行います。

- ・日時等：別途調整します。
- ・内容：事業内容の説明、契約方法等

(2) リーフレット作成

利用者が配達業者を選ぶ際の資料として、リーフレットの作成を予定しております。リーフレットの作成においては次の仕様を満たすものとします。

- ア サイズ：A5版(両面、カラー印刷可)
- イ 記載内容：業者名、連絡先を明記すること。

なお、リーフレットについては、任意で事業者が作成したものを、鎌倉市で製本し配

布します（100部程度を予定）。

リーフレットの見本をご希望の場合は、郵送いたしますので下記担当者へご連絡ください。

7 過去の実績データ（参考）

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
延配食数	約 23,000 食	約 26,000 食	約 30,000 食	約 33,000 食

8 問合せ先

鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課いきいき福祉担当

電話 0467-61-3899（直通）